

関原発第447号
2019年12月23日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根茂樹

大飯発電所第3号機

高エネルギーアーク損傷対策工事および大飯幹線・新綾部線系統変更工事に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

平成31年3月11日付け関原発第568号で申請しました大飯発電所第3号機高エネルギーアーク損傷対策工事および大飯幹線・新綾部線系統変更工事に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

大飯発電所第3号機

使用前検査申請書番号

関原発第568号（平成31年3月11日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 平成31年 4月11日 至 平成32年 1月21日 場所 大飯発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	平成32年 1月21日

(変更後)

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 2019年 4月11日 至 2020年 3月17日 場所 大飯発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2020年 3月17日

2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書

添付資料のとおり

2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

変更理由

常用電源設備である大飯幹線・新綾部線系統変更工事については、台風対策等の実施に伴い、工事工程の遅延が生じたことから、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」の期日及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更すると共に、「工事の工程に関する説明書」へ検査工程の変更を反映する。

併せて、改元に伴う「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」の期日「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」及び「工事の工程に関する説明書」の記載を適正化する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

添付資料- 1

工事の工程に関する説明書

項目	年月	平成31年										平成32年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
				定格出力運転 ▼	—————										
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備		—————													
		←—————→													
			▲ ▲ ▲ ▲ ▲												
			使用前検査 (五号)												
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備					—————										
												↔			
												▲			
												使用前検査 (五号)			

- ▲ 基本設計方針検査
- 工事期間

(変更後)

添付資料-1

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			定格出力運転 ▼	—————								
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—————											
	←—————→											
	▲ ▲ ▲ ▲ ▲											
	使用前検査 (五号)											
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	—————											
										←—————→		
										▲ ▲		
										使用前検査 (五号)		

▲ 基本設計方針検査

— 工事期間